

## 令和6年度 大分県高校生海外留学支援事業 2次募集要項

### 1 目的

海外の高校への留学や短期派遣プログラムへの参加への支援などを通して、世界に挑む志や国際社会に寄与する意欲や態度を養い、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える優秀な人材を育成する。

### 2 事業の内容

#### ・長期派遣

地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加、若しくは、個人で海外に留学し、原則1年間、外国の正規の後期中等教育機関に通う生徒を対象に、1人30万円の留学支援金を給付する。

#### ・短期派遣（個人短期留学）

学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する短期の海外派遣プログラム（以下プログラム）に個人で、原則2週間以上1年未満参加する生徒を対象に、1人10万円の留学支援金を給付する。

### 3 留学支援金の対象となる留学の時期

令和6年度内に出国する留学を対象とする（翌年度に帰国する留学も含む）。

### 4 人数

長期派遣2名、短期派遣（個人短期留学）6名

### 5 支援金の交付内容

#### (1) 支援金の金額

長期派遣は30万円、短期派遣（個人短期留学）は10万円を上限とする（一人につき1回のみ）。

#### (2) 支援の対象となる留学費用

- ① 国際航空運賃（1往復分）
- ② 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- ③ 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）
- ④ 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- ⑤ 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用
- ⑥ 外国の正規の後期中等教育機関等に納付する授業料または研修費、施設利用費等
- ⑦ 海外傷害保険料
- ⑧ 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- ⑨ 学校、地方公共団体又は民間団体が主催するプログラムについては①～⑧の一部又は全部を含むプログラム費用

### 6 応募資格

次に掲げる全ての要件に該当する者

- (1) 申請日現在、大分県内に所在地を有する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程に留学期間中、在籍していること。
- (2) 在籍校の校長の推薦を受けていること。
- (3) 長期派遣は外国の正規の後期中等教育機関（日本の高等学校に相当するものに限る。）に原則として1年間留学する者、短期派遣（個人短期留学）は学校や地方公共団体、高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する短期の海外派遣プログラムに個人で、原則2週間以上1年未満参加する者。
- (4) 学業成績が優秀であること。ただし、原則として次の要件を満たすこと。

・長期派遣

留学支援金の応募時点で、直近1年間の①全体の評定平均値が4.0(8.0)以上、かつ、②外国語1科目及び得意分野1科目(任意)の計2科目の評定平均値が4.5(9.0)以上であること、若しくは外部試験の結果等によりそれと同等程度以上の学力を有すると認められるものであること。(括弧内は10段階評価)

・短期派遣(個人短期留学)

留学支援金の応募時点で、直近1年間の①全体の評定平均値が3.5(7.0)以上、かつ、②外国語の評定平均値が4.0(8.0)以上であること。(括弧内は10段階評価)

7 支援金の交付の申請

長期派遣申請者は、大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付申請関係書類(第1号様式)に下記の書類を添付し、校長を通じて提出すること。また、短期派遣申請者は、大分県高校生海外短期派遣(個人短期留学)に係る留学支援金交付申請関係書類(第1号様式)に下記の書類を添付し、校長を通じて知事に提出すること。

8 提出書類

・長期派遣

- (1) 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金交付申請書(第2号様式)
- (2) 留学計画書(第3号様式)
- (3) 大分県高校生海外長期派遣に係る留学支援金推薦書(第4号様式。校長が推薦し厳封したもの)
- (4) 誓約書(第5号様式)
- (5) 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書(第6号様式)
- (6) 成績証明書(厳封したもの)
- (7) 申請者が在籍校に提出した留学願の写し
- (8) 校長が発行した留学許可書の写し
- (9) 海外派遣プログラムに係る経費を証明する書類(見積書等)の写し
- (10) 奨学金等の通知の写し(奨学金を申請する者のみ)
- (11) 実用英語検定等の英語能力の証明書の写し(提出可能な者のみ)
- (12) その他知事が必要と認める書類

※ 申請時に(7)、(8)及び(10)の書類が提出できない場合は、当該書類を取得次第、速やかに提出するものとする。

・短期派遣(個人短期留学)

- (1) 大分県高校生海外短期派遣(個人短期留学)に係る留学支援金交付申請書(第2号様式)
- (2) プログラム参加計画書(第3号様式)
- (3) 大分県高校生海外短期派遣(個人短期留学)に係る留学支援金推薦書(第4号様式。校長が推薦し厳封したもの)
- (4) 誓約書(第5号様式)
- (5) 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書(第6号様式)
- (6) 成績証明書(厳封したもの)
- (7) 申請者が在籍校に提出した留学願の写し
- (8) 校長が発行した留学許可書の写し
- (9) プログラム参加に係る経費を証明する書類(見積書等)の写し
- (10) 奨学金等の通知の写し(奨学金を申請する者のみ)
- (11) その他知事が必要と認める書類

※ 申請時に(7)、(8)及び(10)の書類が提出できない場合は、当該書類を取得次第、速やかに提出するものとする。

### 【留意点】

- ① 提出書類の記入については、添付のチェックポイント及び記入例を参照のこと。
- ② 様式については、すべて片面印刷の上記入すること。
- ③ 留学申込みが完了していない場合でも、現段階での予定期間（第2号様式）や支出計画（第3号様式）等すべての欄に必ず記入すること。

## 9 受付期間

令和6年9月2日（月）～令和6年10月21日（月）〔17：00必着〕

## 10 書類提出先

〒870-8503

大分市府内町3丁目10番1号

大分県教育庁高校教育課 大分県高校生海外留学支援事業担当

使送、簡易書留による郵送または持参（平日9：00～17：00）

## 11 審査

- (1) 応募資格を満たす出願者全員に対して、書類審査を実施し、各応募者について、支援金受給の可否と助成相当額を決定する。
- (2) 審査結果は令和6年12月上旬頃までに、応募者に通知する。

## 12 支援金の交付

支援金は、決定した額を日本円にて受給者が指定した口座に振り込む。

## 13 受給者の義務等

- (1) 社会のルールを遵守し、学業に専念すること。
- (2) 長期派遣生は留学先での活動状況について留学開始6ヶ月後に報告書（第12号様式）、また、留学終了後1か月以内に修了報告書（第13号様式）を提出すること。短期派遣生は、別途在籍校に通知する高校生の留学促進事業（個人短期留学）派遣生の状況報告をプログラム参加後1か月以内に提出すること。
- (3) 留学先校を、支援金受給時とは異なる高校に変更した場合は、速やかに報告すること。
- (4) 渡航前及び帰国後に、高校教育課が実施する留学に関わる事業、セミナー等に協力すること。
- (5) 帰国後の留学報告会における留学成果報告等、情報提供を行うこと。

## 14 受給決定の取消及び支援金の返還

次の場合、受給決定を取り消し、交付した支援金の全部の返還を求めることがある。

- (1) 留学先高校に留学ができないことが決定したとき。
- (2) 留学までに、支援金受給者として、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) 出願書類に記入した内容に虚偽があったとき。
- (4) 留学先高校において、停学その他の懲戒処分を受けたとき。
- (5) 留学先高校において、長期欠席等学業継続の見込みがなくなったとき。